

## 住宅審議会運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、住宅審議会規則（昭和45年兵庫県規則第43号。以下「規則」という。）第9条の規定により、住宅審議会（以下「審議会」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものとする。

### (会議の招集)

第2条 会長又は部会長は、会議を招集しようとするときは、その開催期日の5日前までに開催の日時及び場所を委員に通知するものとする。ただし、特別の理由のある場合は、この限りでない。

### (委員以外の出席)

第3条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

### (文書による意見の開陳等)

第4条 委員は、会議に出席できない場合であっても、会長又は部会長の承認を受けたときは、会議において、文書により、その意見を開陳し、又は議決に加わることができる。

- 2 委員のうち市町の長を代表する者又は関係行政機関等の職員については、会議に出席できない場合であっても、会長又は部会長の承認を受けたときは、会議において、代理者の出席により、その意見を開陳し、又は議決に加わることができる。
- 3 前2項の規定により、会議においてその意見を開陳し、又は議決に加わる場合には、当該委員の出席があったものとみなす。

### (部会及び部会の議決をもって審議会の議決とする事項)

第5条 審議会に置く部会の名称及び分掌事務は、次のとおりとする。

#### (1) 政策部会

住宅に関する総合的施策の推進に関する事項

#### (2) 県営住宅管理部会

県営住宅の管理に関する事項

- 2 規則第2条第1項第1号から第7号までに規定する事項に関しては、規則第7条第6項の規定により部会の議決をもって審議会の議決とするものとする。
- 3 前項の規定により議決を行ったときは、部会長は、これを会長に報告するものとし、会長は、必要あると認めるときは審議会を招集し、部会長にこれを報告させることができる。

### (小委員会)

第6条 審議会又は部会は、必要があると認めるときは、特定の事項を調査審議させるため、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の委員長及び委員は、審議会又は部会の委員のうちから会長又は部会長が指名する。
- 3 委員長は、その委員会において調査審議した結果を審議会又は部会に報告しなければならない。
- 4 小委員会の招集等については、第2条から第4条までの規定を準用する。

(議事録)

第7条 会長又は部会長は、次の事項を記載した審議会又は部会の議事録を調製しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
  - (2) 出席した委員の氏名
  - (3) 案件の内容
  - (4) 審議の概要
- 2 議事録に署名する委員は2人とし、会長又は部会長が指名する。
  - 3 議事録は、当該案件に関する審議会又は部会の全ての審議及び事務が終了した後は公開とする。ただし、次に掲げる事項は非公開とする。
    - (1) 発言した委員の氏名
    - (2) 前号に掲げる者の氏名が識別され得ると認められる事項
    - (3) 審議会の設置の目的に照らして、公開することにより公正又は円滑な議事運営が損なわると会長又は部会長が認める事項

(会議の公開)

第8条 審議会及び部会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次回の会議について会長から非公開とする発議があり、規則第6条第3項の規定により議決したときは、その会議を非公開とすることができる。

- 2 会議の公開に関して必要な事項は、別に定める。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に関して必要な事項は、会長又は部会長が定める。

附 則

この規程は、平成7年12月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年7月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。